

三条市地域福祉活動計画



平成21年3月

社会福祉法人 三条市社会福祉協議会

基 本 理 念

だれもが安心して

健やかに暮らせる

まちづくり

はじめに



近年の地域を取り巻く環境は、戦後の高度成長期を経て、工業化や都市化が進み、また地域の最小単位である家族の形態も、少子高齢化や核家族化、個々の生活習慣の多様化など、大きく変化しております。これらを背景とした、日常生活において生ずる生活課題も、多種多様なものとなっております。かつては、「お互い様」といった地域での支え合いや助け合いにより、日々の暮らしが支えられてきた社会構造が、徐々に失われてきていると感じられることは、誠に残念なことであります。

こうした背景を踏まえて、国は社会福祉法に、市町村による地域福祉計画策定を位置づけ、三条市は平成19年度から「三条市地域福祉計画」（行政計画）の策定を進めて来られました。この行政計画は、「だれもが安心して健やかに暮らせるまちづくり」を基本理念に、3つの基本目標を掲げて策定されました。

この行政計画との整合性を考慮しながら、本会の呼びかけにより、住民の皆様をはじめ、民間団体・事業者の参加を得ながら、三条市の地域福祉の向上を図るための具体的な活動や取り組みを示した、民間の活動・行動計画である「三条市地域福祉活動計画」を策定しました。本計画は、行政計画で示された基本理念と基本目標の達成のため、私たちが出来ることや、どんなまちにしたいかを、住民懇談会を通して、地域の声として計画に反映させ、お示しするものとなりました。

皆様には本計画の実施にあたり、ご理解とご協力を賜りますと共に、地域福祉向上を担う一員として、積極的なご参加をお願いするものであります。

最後に、本計画の策定に多くのご意見や提言を賜りました住民の皆様をはじめ、三条市地域福祉活動計画策定委員の皆様や関係各位に対しまして、心より御礼申し上げます。

平成21年3月

社会福祉法人 三条市社会福祉協議会
会長 崎 山 興 紀

目 次

第1章 計画策定にあたって	5
1 計画策定の背景	5
2 地域福祉活動計画とは	6
3 計画の位置づけ	6
4 計画の期間	7
5 計画の策定体制	7
第2章 三条市の地域福祉を取り巻く現況	8
1 人口の現況	8
(1) 人口の推移	8
(2) 地区別人口の推移	9
2 世帯の現況	9
3 高齢者の現況	10
(1) 高齢者世帯の推移	10
(2) 要介護、要支援認定者の推移	10
4 障がい者の現況	11
(1) 身体障がい者の推移	11
(2) 知的障がい者の推移	12
(3) 精神障がい者の推移	12
5 子どもの現況	13
(1) 出生数・合計特殊出生率の推移	13
(2) 世帯構成の推移	13
6 災害時要援護者の現況	14
7 地域活動の現況	15
(1) ボランティアの現況	15
(2) まちづくり団体の現況	16
8 地区別住民懇談会	17
(1) 懇談会の概要	17
(2) 地域別の現況	17

第3章 計画の理念と目標	18
1 計画の基本理念・基本目標	18
2 計画の体系	19
第4章 活動計画	20
1 安心できる福祉サービスの提供	21
(1) 相談体制の充実	22
(2) 多様なサービスの提供	24
(3) 安心・安全な環境づくり	25
2 健康で生きがいのある暮らしの実現	27
(1) 心とからだの健康づくり	27
(2) 自立と社会参加の促進	29
(3) 新たな生きがいづくり	30
3 住民参加で共に支え合う地域づくり	32
(1) 教育の充実と意識啓発	33
(2) 多様な地域交流の促進	34
(3) 地域づくりの支援と推進	36
第5章 計画推進のために	38
1 協働体制	38
2 計画の進捗管理と評価	38
3 実施・推進のための財源確保	38
資料編	39
1 三条市地域福祉活動計画策定の体制	39
2 計画策定の過程	43
3 地区別住民懇談会	44